

# 佐世保市企業版ふるさと納税を活用したシティプロモーション業務 仕様書

## 1. 業務名称

佐世保市企業版ふるさと納税を活用したシティプロモーション業務

## 2. 業務の目的

佐世保市（以下、「本市」という。）では、地方創生事業の更なる充実・強化を図るため、内閣総理大臣の認定を受け、地域再生法第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を実施している。

本市地方創生事業について、寄附を活用したシティプロモーションを実施することで、本市における関係人口の拡大や、寄附を通じた企業の市政参画を推進するとともに、寄附額の増加による歳入の確保につなげることを目的とする。

## 3. 業務期間

契約締結日から令和11年3月末日までとする。

## 4. 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 寄附検討企業の選定
- (2) 寄附検討企業に対する本市地方創生事業の紹介及び企業版ふるさと納税制度の説明
- (3) 本市への寄附検討企業の紹介、意向確認及び寄附手続き案内等の寄附獲得に付随する活動
- (4) 寄附対象事業に係るシティプロモーションの実施
- (5) 上記のほか本市の寄附獲得に向けた支援

## 5. 委託料

- (1) 委託料の算定は成功報酬型によるものとし、受託者が本市に対して、寄附検討企業を紹介して寄附受領に至った場合、次の算定式で算出した委託料を支払うものとする。

1) 算定式：寄附金額×委託料率（1円未満の単位は切り捨てとする）

2) 上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

- (2) 委託料率は、本業務を通じて行われた寄附金額の30%を上限とする。但し、左記の内訳は、以下のとおりとする。

1) 本市と寄附検討企業とのマッチング支援 10%以内

2) 寄附対象事業に係るシティプロモーション 20%以内

- (3) 委託料の支払いは、毎年3月末日までに受託者の活動によって行われた寄附額及びプロモーションの実績に応じて支払うものとする。なお、支払時期については契約締結時に協議するものとする。

- (4) 第1号に規定する成功報酬対象の判断基準は以下のとおりとする。

- 1) 原則として、受託者によるアプローチが直接の契機となり本市への寄附受領に至った場合を対象とする。ただし、本市との協議の結果、本市が対象として認めた場合はこの限りではない。
- 2) 成功報酬対象外の範囲は以下のとおりとする。
  - ①物品及び人材派遣型による寄附。
  - ②企業版ふるさと納税制度の対象とならない本市市内企業や団体等又は個人からの寄附。
  - ③受託者が本市事業を紹介した相手先ではない企業等（紹介相手先の関連企業や取引先等）が、受託者の紹介相手先から情報を得て、独自で本市へ直接寄附の申出を行い、寄附に至った場合。
  - ④受託者の関連会社など、資本関係や支配関係がある企業等が、独自で本市へ直接寄附の申出を行い、寄附に至った場合。

## 6. 業務の報告

受託者は、業務の進捗等について定期的に本市に報告を行うこと。特に、想定以上の寄附が見込まれる場合は、速やかに本市に報告を行うこととする。なお、定期報告の内容及び頻度等は、本市との協議により定めることとする。

## 7. 業務実施上の注意

### (1) 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、業務委託契約書及び最新の関係法令等を遵守し、常に善良なる注意をもって業務の円滑な進捗を図るものとする。

### (2) 秘密の保持

本業務において知り得た個人情報及び業務情報については、他に漏らしてはならない。この業務が終了した後においても同様とする。

### (3) 信用失墜行為の禁止

本市の信用を失墜する行為を行ってはならない。

### (4) 受託者は、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。

### (5) 本市が必要と認める場合を除き、再委託をすることができない。

### (6) 本業務に関する資料等は、すべて本市に帰属するものとし、本市の許可なく公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならないこととし、契約終了後も同様とする。

### (7) 契約書、仕様書に定めのない事項は、本市と受託者で協議のうえ定めるものとする。

以 上